

# 農地を求めやすく 下限面積を緩和しました！

農地の売買や貸し借りをする場合の許可要件として、一定以上の耕作面積が必要で、これを下限面積（別段の面積）といいます。

令和元年11月の農業委員会総会で議決し変更（緩和）しました。

## 1. 下限面積（別段の面積）の設定

【令和元年12月1日設定】

地区名	設定面積
呉市全域	10アール (1,000㎡)
呉市全域で下記要件を満たす場合 (1) 呉市空き家バンク実施要綱に基づき、登録された空き家に付随する農地であること。 (2) 呉市空き家バンクに付随する農地の下限面積指定要領に基づき、空き家の契約にあわせて、上記農地の手続きを行うものであること。	0.1アール (10㎡)

## 2. 変更の理由

- (1) 農業者の高齢化や後継者不足により耕作放棄地が増加しており、新規就農を促進するため。
- (2) 空き家バンクに付随した農地を求めやすくすることで、遊休農地を解消し、市外からの移住・定住促進に寄与する。

..... (参考) 変更前の下限面積 .....

【平成21年12月15日設定】

地区名	設定面積
旧呉市，旧大屋村，下蒲刈町，川尻町，音戸町，蒲刈町	10アール
旧昭和村，旧郷原村，倉橋町，豊町の旧御手洗町	20アール
安浦町，豊浜町，豊町の旧御手洗町を除く区域	30アール

問合せ：呉市農業委員会事務局 電話（0823）25-3481